府　令

○内閣府令第二十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年五月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し及び同条第一項中「港湾空港情報管理官」の下に「、低潮線保全官」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　低潮線保全官は、低潮線保全区域（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第五項に規定する低潮線保全区域をいう。ただし、港湾内の低潮線保全区域を除く。以下同じ。）における低潮線の保全に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務を整理する。

第六十五条中第二十号を第二十一号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　低潮線保全区域における低潮線の保全に関すること（河川課の所掌に属するものを除く。）。

第六十六条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　低潮線保全区域における低潮線の保全に関する事務のうち技術に関すること。

附　則

この府令は、平成二十三年六月一日から施行する。

省　令

○国土交通省令第四十三号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第五条第一項及び第十六条の規定に基づき、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第九条」を「第五条第一項（法第六条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）、第九条第一項（同条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）、第二項、第六項及び第七項」に、「及び第十三条第一項」を「、第十三条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「並びに第十四条第一項」を、「地方整備局長」の下に「及び北海道開発局長」を加え、同条第二項中「法」の下に「第七条」を、「地方整備局長」の下に「及び北海道開発局長」を加え、同条を第十五条とし、第八条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第七条第一項第二号中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第一条第一項中「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可）

第一条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項第一号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　海底の掘削又は切土の目的

二　海底の掘削又は切土の内容

三　海底の掘削又は切土の期間

四　海底の掘削又は切土の場所

五　海底の掘削又は切土の方法

2　法第五条第一項第二号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　土砂の採取の目的

二　土砂の採取の期間

三　土砂の採取の場所

四　土砂の採取の方法

五　土砂の採取量

3　法第五条第一項第三号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　施設又は工作物の新設又は改築の目的

二　施設又は工作物の新設又は改築の場所

三　新設又は改築する施設又は工作物の構造

四　工事実施の方法

五　工事実施の期間

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第六項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　低潮線保全区域（港湾内の低潮線保全区域を除く。第六十四条において同じ。）における低潮線の保全に関する特定事項についての企画及び立案、調整、指導並びに監督に関すること（砂防部の所掌に属するものを除く。）。

第六十四条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　低潮線保全区域における低潮線の保全に関する事務のうち技術に関すること。

第百十二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　港湾内の低潮線保全区域における低潮線の保全に関すること。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第三条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（低潮線保全官）

第四十七条の三　関東地方整備局及び九州地方整備局の河川部に、低潮線保全官一人を置く。

2　低潮線保全官は、低潮線保全区域（港湾内の低潮線保全区域を除く。第八十八条及び第九十三条において同じ。）における低潮線の保全に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務を整理する。